

## 市報第20号

## 変更契約の締結についての専決処分報告

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）により、次のように変更契約を締結したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和2年2月13日

横浜市長 林 文子

## 財政局

専 決 年 月 日	契 約 の 概 要（下線部が今回の変更内容）			変 更 理 由	
	契 約 名	相 手 方	議決・専決年月日 変 更 前 変 更 後		
元. 11. 7	日吉台小学校第二方面校（仮称）新築工事（建築工事）請負契約	馬淵・NB・小雀建設共同企業体	<u>31. 2. 19専決</u> 契約金額 <u>2,539,080,000円</u> 完成期限 令和2年3月31日 <u>30. 12. 10専決</u> 契約金額 2,487,240,000円 完成期限 令和2年3月31日 <u>30. 10. 4議決</u> 契約金額 2,478,600,000円 完成期限 令和2年3月31日	契約金額 <u>2,722,780,000円</u> 完成期限 令和2年3月31日	地下水の水位の状況から附帯施設の基礎工法を地盤改良から杭打ちに変更する等のため
元. 11. 27	緑園義務教育学校整備工事（第1工区建築工事）請負契約	工藤・サクラ建設共同企業体	<u>元. 9. 20議決</u> 契約金額 <u>2,124,650,000円</u> 完成期限 令和3年3月19日	契約金額 <u>2,134,000,000円</u> 完成期限 令和3年3月19日	公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置により新単価を適用するため

**参 考**

**市長専決処分事項指定の件（抜粋）**

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

（第 1 号から第 7 号まで省略）

(8) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、次のいずれかの変更をする契約を締結すること。

ア 当該議決を経た契約金額の 1 割以内の範囲における変更（当該変更の額が横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和 39 年 3 月横浜市条例第 5 号）第 2 条に定める額未満の場合に限る。）

イ 天候その他やむを得ない事由による完成期限、履行期限又は引渡期限の変更

**地方自治法（抜粋）**

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

**横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（抜粋）**

（市議会の議決に付すべき契約）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価

格 600,000,000 円以上の工事又は製造の請負とする。

